

Title	羅馬人の都市生活(下)
Sub Title	
Author	島田, 久吉 (Shimada, Hisakichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1936
Jtitle	史学 Vol.14, No.4 (1936. 3) ,p.97(635)- 116(654)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19360300-0097">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19360300-0097</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 羅馬人の都市生活（下）

島田久吉

### 十二

共和時代にあつてはローマに於ける市政と國政との分化は未だ行はれず、市政と國政とは混淆してを  
つて、ローマ市の市政官は同時にローマ帝國の國政を宰してゐたのである。之は一にはローマ帝國その  
ものがローマ市を中心とする一小都市國家からの發展擴大に外ならない成立過程をとつたことから理解  
し得べく、二には、ローマ人の實際的便宜的國民性から説明し得るとせられてゐる。

ブライス卿の云ふ通り、ローマ人は甚だ實際的な民族で、恰も英國人の如く、小市邦であつた舊時代  
の官職、役名を其儘保存し、國家の膨脹と共に之に新たな職務を附加し、以て新事態に應じてゐたもので  
あつた。之が已に一言した如く、ローマ市政のみをローマの國政一般から切離して研究するに多大の不  
便を與へてゐる點である。併し乍らローマ市が一個の都市國家から大帝國に發展した後と雖も、元老院、

(Senatus) 民會 (Comitia) を始めとして、執政官 (Consul) 監督官 (Censor) 法官 (Praetor) に至るまで都市行政官としての性質を脱却し去つたものではない。ただ併し彼等の國政官としての性質は勿論、市政官としての性質を壓倒してをり其の重大性も今日の論ではないから彼等を今日の都市行政官の立場より論ずるは誠に不適當と言ふことになる。此の點、今日の市政から見ても、最も都市行政官に近いのは Aediles 造營奉行であらう。即ち道路の清掃維持、公共建造物の保管維持、給水、消防、警備のほか食糧配給、觀覽場の治安維持等に至るまで之を司つたのは主として、エヂレスであつた。エヂレスのほか之の官を補佐して、市の財政を主掌したものに財務官 (Quaestor) があり、直接市井の事務を取扱つたものに Vigintivirate がある。猶、典獄に Tresviri Capitales があり、市内の道路監督に Quattuorviri Viis in Urbe Purgandis 市内道路監督あり、市外道路の監督に Duumviri Viis extra Urbem Propiusve Urbem Romam Purgandis といふ甚だ長い役名の役人があり、特に市場の取締りには Urbani があつた。

ローマ市には最古の時代から夜警官 *triumviri Nocturni* と呼ぶ市内取締りがあつて、警察と消防とを兼務してをつたらしい。然共、警備状態も消防施設も甚だしく不完全であつた事はローマ市に於て市民の夜間外出が頗る危険であつた事や、住宅の戸締りが恐ろしく嚴重であつたこと、並に私設消防隊があつて、消火に従事した事を以て知れる。最も極端な觀察としては、モンゼンの如きは共和制末期のローマ

を呼んで泥棒の巢窟としてゐる程である。斯る事態はローマ市のみならず、小ブリニウスはピチニアの知事をしてをつた時に、トラヤヌス帝に奏上してニコメデイアの町に百五十人の義勇消防隊を組織する事の許可を求めた例がある。ローマ市に於る私設消防隊の性質は類焼の危険に頻せる建物を只同然に買取り消火につとめて巨利を博した人物があるので知れよう。一種の火事商賣である。

ローマ市に於て警察消防の施設が完成せられたのは實にアウグストス大帝の時に肇るのである。アウグストス大帝は嘗に同市の警察消防制度を完備したのみならず、ローマ市政を獨立せしめ之に對して肇めて特別の官職を設けた創始者である。換言すれば同帝の時代に至つて、ローマ市政はローマの國政より分離したと見做すことが出來同時に市政の體裁を具へたと云へる。故に以下少しく同帝の市制を一瞥して見やう。

### 十三

アウグストス帝によつて特にローマ市の爲に創設せられたる行政官は所謂る長官 *Praefectus* と執行委員會とも稱すべき *Curatellae* である。長官は三人あつて、都市長官或は都督とも云ふべき *Praefectus urbi* を首めとなし穀物管理長官 *Praefectus annonae* と警視總監 *Praefectus vigilum* がこれである。都督は紀元前廿五年に臨時に設けられたものであつたが、後に永久の官職に變じたもので、三長官の隨一

に位し、治安の維持、結社集會の取締り、交通の統制、演技の監督等凡て公安に關する事項は全部彼の管掌する處であつた。都督は純然たる文官であつて、トガを纏ひ、三大隊(Cohortes)の警察官を——レオン・オモ教授は三萬人と推定してゐる——配下に有してゐた。彼は又、行政官たるのみならず民事、刑事の司法官たる性質を兼有し、穀物管理長官あるひは警視總監より回附せられる重罪犯の斷罪に當つてゐた。斯かる莫大な權限を有してゐたから一方では次第に古來の市政官ことにエヂレスの權力を蠶食して事實上の首府行政長官たるに至り、他方に於て、コンスルやプレトールの領域に食込んで、遂には其の司法權を全イタリーに迄及す様になつたのである。

穀物管理長官は首都の給養に關して全權限を有し、穀物、油、肉類そのほか一切の食糧品を管理し、並に價格の統制をなしてをつた。しかし乍ら無料配給は彼の權限に屬せず、之の爲には特に配給官 *Præfecti Frumenti Dandi* の職が設けられてゐた。彼は亦その權限に屬する民・刑事の裁判權を行使し、同時に各種の職業組合の檢察權を有してゐた。蓋しローマに於ては各種の職業組合が存在してゐたのである。

警視總監は紀元六年に設置せられ、夜警及び消防を其の職責としてゐた。之の目的の爲に七大隊の巡警 *Vigiles* が配屬せられ、各大隊は千二百人を以て組織し、*Stationes* と呼ぶ七個の兵舎に分宿し、*excubitoria* と呼ぶ十四個所の屯所に駐在してゐた。前記の二長官と同じく、警視總監もまた其の權限に

屬する司法權を行使してをつた。

次に執行委員會 *Curae factae* であるが、アウグストス帝によつて創設せられたのは、給水委員會 *Cura aquarum* と公共建造物委員會 *cura aedium sacrarum et aedium locorumque publicorum* である。給水委員會は三人の委員から成りコンスル級の人物を委員長となし、之に二人のプレトール級の人物を助役として配し、ローマ市の給水に關する一切の事項を處理してゐた。例のフロンチヌスは實に此の委員長であつたのである。公共建造物委員會はプレトール級の人物二人を以て組織し公共建造物の管理に當つた。チベリウス帝の代に至つて以上の二委員會の外に第三の委員會が設置せられたが、之はチベルヌ河河床堤防委員會 *Cura salvei et riparum Tiberis* の名を以て呼ばれ、同河の水路の保全並に氾濫防止の施設に當つたものである。五人の委員を以て組織し其の内の一人が委員長となつたこと前記二委員會と同じ。凡て之等の委員會は長官の場合と同じ様に行政的權限のみならず、その職務の範圍内に於ける司法權を附與せられるものであつた。

以上が帝制初期に於る首都ローマの行政組織のごくあらましであるが、已に度々繰り返して云つた如くローマ市そのものの市政はその範圍が甚だ漠然としたもので、ローマ都市行政の典型と云ふよりも、同市の性質上寧ろ例外と云ふべきである。ローマ都市行政の研究としては却つて地方都市の制度の方が興味が深いのである。そこで暫らくローマ市を去つて少しく地方都市の市政を觀察して見度い。

## 十四

ローマの支配下に屬するに至つた諸々の都市は種々の點に於て相互に相違した市政組織を持つてゐた。これ等の都市は都市執政官 *magistratus municipales* の人數、名稱、職責に於て相違し、市民及び特權階級が市政に參與する權限に於ても異つてゐた。例へば伊太利の諸都市に於る執行官の名稱は或は *Praetor*, *Dictator* と稱せられ、或は *Interrex*, *consul* と呼ばれてゐた。アフリカに於ては *Diles* と稱へられ、希臘諸都市に於る名稱は *ἀρχαι* もしくは *στρατηγός* を普通とした。其の人數も二人を常としたが中には三人或は十人の多きを以て組織せられた例が發見せられる。併し乍ら歐羅巴西部に於ては、已に共和時代の末葉以前に市制は大體劃一的になつて來た傾向がある。之の變革は西部屬領地方の諸都市がその背後に何等長い政治的傳統を持たなかつた爲に容易に新制度を採用し得たことに歸せしめ得るであらう。之に反して東部に於ては、希臘の傳統が深く根を下してゐたから、ローマの制度の浸潤するを阻止し、ローマ制度が採用せらるるに至る迄は相當長い年月がかつたのである。今之の兩方の市政組織を研究するは少しく煩に過ぎるから、ローマ制度の代表的なるものと見做し得べき西部地方のみの市制を取上げて略述して見たい。

全ローマ領に亙つて散在した凡ての都市が完全なる、もしくは不完全なる自治を享有してゐたことは

既に述べた處である。之等の都市は自ら自己の市政機關を擇び、自ら市規則、條令を發布する權限を附與せられてゐた事は今日の自治體と少しも變らない。都市の政治權力は市執政官、市元老院、市民會に掌握せられてゐた。而して之の三機關の名稱及び職能は共和時代の末期には殆んど一定して來たのである。

市民 (Populus, plebs urbana) は市公民 (Coloni, municipes, cives) 及び在住外人 (incolae) からなり、兩者とも公共職務の負擔義務 (munera) があり、投票權があつた。しかし在住外人は帝制期の末葉に至るまでは公職に就く事を得なかつた様である。地方自治體に於る市公民權の取得はローマ市に於ると同じく出生、養子縁組もしくは奴隸解放 (manumission) を普通とするが時には皇帝或は地方元老院に依つて賦與せられた事もある。而して投票團は Curia, tribus, Centuria なることローマに同じ。

西部諸都市に於る執政機關の首長は所謂る兩長官 duoviri iure dicundo であり、之の下に所謂る兩奉行 duoviri aediles があつた。時には之の兩者が單一の役會 Collegia をなしてゐる場合があり、之の場合に Quattuor viri iure dicundo 四長官あるひは quattuoviri aediles 四奉行と稱せらる。また市の財務は二人の Quaestor によつて管掌せられた。

都市執行官の被選舉資格は tabula Heraclensis, lex municipalis Malacitana, lex coloniae Genetivae Tulliae 等の法律に正確に規定せられてゐる。ケーザルの時代に於る年齢要件は三十歳であるが、アウグ

ストスの時代に及んでは廿五歳にまで低下せしめられた。候補者は自由公民であつて、資力あり、且、犯罪の起訴を受けたる事なきを要するは勿論、卑賤なる職業をなして名譽を損したるものは資格を喪失するものとせられた。財産資格は普通十萬セステルチウスであつた。猶、執行官たらんとするものは財務官並に造營奉行の名譽職を経ることを必要とした。之を名譽職の經歷 *cursus honorum* と云ふ、立候補及び選舉の手續はローマ市と同じである。

兩長官の一人は執政官主席として、民會及び元老院を司會し、之の兩機關の通過した方策を施行する。*Puteoli* に於て發見せられた刻銘によれば、その職務は公共事業、公共建造物の經營維持、市財産の管理、祭典及び演技の主宰から五年目毎の國勢調査に及んでゐる。彼は猶民刑事の裁判權を行使してゐたのであるが、前に述べた通り、ローマ市の都市長官 *Præfectus urbi* の勢力が増大するにつれ、全イタリアの都市の司法權は後者に歸し、またイタリア以外の地方の裁判權は中央政府より派遣せられたる知事、總督に歸して了つたから、其の司法權は云ふに足らないものになつた。斯る權力の移讓によつて市執政官の權限、勢力は著しく減殺されたのは争へない。しかし民事に限り小訴訟——一萬あるひは一萬五千セステルチウスまでの——の裁判權は依然として市執政官にあり、猶、ラテン諸市に於いては、彼等は奴隸解放並に父權よりの解放等を許可する權限を與へられてをり、また刑事に於ても市規則の違反に對する罪には刑罰を課する事が出來た。

都市の兩長官に共同執務あるひは共同責任 (Collegiality) の原則が適用せられた事はローマの執政官の場合と同じである。サルペンサ及びマラカに於ては兩長官の一人は同役の裁斷を否認する事が出來た相で、もし一人のみの裁量で職務を執行する場合は兩者中の年長者が之に當るものと見做されてゐた。又、市造營奉行は市政官の同僚であるけれども、彼等は下僚 (Collegae minores) と認められ、執政官の決定に反對する事を得ないものと定められてゐた。市造營奉行の職務權限はローマ市の夫れと同一であるから之を略するが、僅少のイタリー都市に於て市執政官の居ない處では彼が執政官の役目を勤めた。また多くの都市には財務官があり其の職務はローマ市の夫れと同一である。

以上が市政官 (magistratus municipales) の種類及び其の一般的性質であるが、大抵の都市に於ては市政官に就任するに際して莫大な就任料を差出したのである。就任料の額は市によつて相違してゐるが *Ruscade* の町では二萬セステルチウスであつたと傳へられる。之は勿論最低額であつて、之以上、資力の多小によつて幾らでも差支へないのである。市政官たらんとするものは就任料のみならず、在職中は公共觀覽物の爲に多額の寄附をなし又、その都市の改良事業及び市民の娛樂の爲に出費を吝む事は出來なかつたのである。之を *Summa honoraria* 名譽金と云ふ。

一體、ローマの都市自治には *Honores* 名譽職と *munera* 公務負擔義務の二の觀念があり、市政官は元來は *Honores* に屬し、自己の懷を傷めない行政官を意味したもので、之に反し *munera* は斯かる名譽

的地位を伴はず、只冥加金あるひは勞役を差出す義務のみを負擔する『權利』を意味したものであるが、兩者の別は次第に混淆して仕舞つたのであらう。如何に名譽職に伴ふ出費が莫大であつたかは、後代に至つて、誰も公職に對して立候補するものが出ない程になり其の爲に前任者が後繼者を指名したり、もしくは知事が中ば強制的に指名したりする様になつた事情が物語つてゐる。帝制初期に當り經濟状態が順調であり、公職生活が甚だ派手であつた時分には *magistratus* の地位は市民の熱望する處であつた。

しかし乍ら其の時代でさへ已に衰退の兆があらはれ初め、マラカ市の如きは之の時代已に公職に對する候補者の無い場合を豫想した規定を作つてゐる程で、之から推しても若干の都市は已に之の困難に逢著してゐた事が知れる。況んや三世紀に至り飢饉、疫病、内亂等の災厄が交々襲ひ始むるや、公職の地位は恐ろしき負擔となり自ら好んで名乗り出るものの皆無になつたのは當然である。この時代に下つては市政官に對する法律の規定は名譽よりも、負擔の方が馬鹿々々しく過大となり *honores* と *muneris* は殆んど紙一重の差となつて了つた。埃及に於る事態は一番悪かつたらしく、公職に指定せられた市民は之を受くるよりも寧ろ財産を放棄する方を擇び更にひどいものは夜逃げをしてまで之の負擔を免れたと云ふ。地方自治の覆滅は之の邊からも已に豫想せられたのである。

それから今一つ注意すべきはローマの世界に於て肇めて公共團體としての都市の觀念が發生した事である。抑も法人の觀念はローマ法に至つて確立したものであるが、ローマは地方都市に對して公法人

たる性質を附與したのである。故に各都市は自ら財産を所有取得し、自ら訴訟の主體となり都市執政官の行爲は都市を代表せるものと見做られた。我邦に於ても幕政時代の村が今日の自治體に近似する法人格を持つてゐたと認められてゐるが、各國に於る現行法制上の地方團體は其の法的性質をローマより傳承したものである。

## 十五

ローマに於る市政の腐敗は二の方面から觀察せられる。一は收税請負人 *Publicani* 御用商人 *Neobrofautores* の制度による腐敗であり他は選舉の腐敗である。プブリカーニは今日存在せず市政の問題とならないが、御用商人が市當事者と結託して市政を腐敗せしむるは現在でも往々見受けられる處であつて市政の一問題であるが、ローマに於ては殊に甚しかつたらしい。之の方面のことは一般によく知られてをり、敢て一言する必要はないが、カンニンガム教授の説によれば、抑も御用商人の生じたのは市政官の任期が短かかつた爲に各種の工事を充分に施行監督するを得ず、已むを得ず之を個人の企業家に委託したに初まると云ふ。故にその當初は必要によつて生じたものに違いないが、後代、都市が増大するにつれて、その弊害が甚しくなつた事はアウグストス帝が請負制度を一掃して、爾後ローマ市のみならず、帝國全土の公共事業を直接施行經營するに至つたことで明である。之の方面の市政腐敗は諸都市に於て

市政官が請負人と結託し、所謂瀆職罪に所せられた例證が澤山傳つてゐる。

請負制度の腐敗と同時に非道かつたのは選舉の腐敗である。そこで選舉の腐敗であるが、これは今日選舉の肅正が喧しく叫れてゐるから、ローマ都市に於ける選舉の有様を一瞥するのも時にとつての一興であらう。先づ第一は選舉の期日である。執行官及び元老院は夏季中、宗教上禁止されてゐない百九十日のうちの一日を選んで選舉日とする。而して之の期日は少くとも十七日以前に其日取りを發表しなくてはならぬ。ローマに於ては今日の如き政黨と見做すべきものは存在しなかつたが一種の政治俱樂部と見做すべきものが存在したことは史家の研究に考證せられてゐる。立候補は個人各自が名乗りを擧げるが慣例であるがポンペイ發掘の結果、選舉のポスターが發見され、之から推すと候補者がその友人、支持者から推薦せられたことが往々ある様である。即ちプリムスと呼ぶ人の——この人はポンペイの政界に相當の役割を演じてゐたらしいが——家の壁から次の様な刻銘が發見せられた。曰く『ヴェソニウス・プリムスはグナエウス・ヘルヴィウス氏の造營奉行當選を希望す。同氏は公職につく適任者なり。』『ヴェソニウス・プリムスはガイウス・ガヴィウス氏を市執政官の候補者として推薦す。同氏は有爲なる公僕たるべし。』云云とあるが其の一二の例證である。立候補は *Proferio* と稱し紀元前九十八年の一法令は選舉當日の以前遅くとも十七日前迄に本人自身届出づべしと規定してゐる。併し、選舉運動がこれより遙か以前から開始せられるのは言ふ迄もない。キケロの如きはその執政官選舉に當つて一年以前から

運動を開始したと云ふ。彼の時代に於る選舉運動の有様は殆んど今日と變らない。Pensatio 懇請 Ambitiō。戸別訪問などの言葉が傳つてゐる。猶、運動人としては nomenclator がある。これは一種の顔役で自分の知人を驅集めて其の投票を賣込むブローカーである。更に買収の仲立ちをする周旋人に interpres があり、買収費を預つてゐるものに Sequestria があり、金錢を手交する役に divisor がある。而して運動の最も普通な方法は饗應、觀覽物の招待及び買収であつた。之のうち饗應は最も手取早く且比較的安價な手段として頻に行はれたが、觀覽物の招待は頗る大掛かりに催されたい。一例を挙げれば、マックス・スカウルスと云ふ男は八萬人の觀衆を收容する劇場を建造し百五十頭の豹、五匹の鱈を見物せしめたと云ふ。又ローマ人に初めて河馬を紹介したのは之の人物であつたと云ふ事である。以て如何に選舉運動が大規模に行はれたかが分る。併し共和時代に於る選舉腐敗の事情は之を取締らんとした法律家の苦心を通じて見るのが最も確かな道であらう。以下最も簡単にローマに於る肅正運動の跡を尋ねて見よう。

ローマに於る選舉肅正の最も古いものは紀元前四百三十二年に發布したる、候補者が市民の注視を集めんが爲に、白聖を以てトガを白く染めるのを禁止した法律であらう。猶三百五十八年の法律は候補者が選舉運動の目的を以て、市場その他、民衆の集合する場所を訪ぬるを禁止してゐる。蓋しグリニツヂ氏の考證に據れば、候補者は目映ゆき白衣を纏つて供揃ひを引き連れ、市民の名を最よく記憶してゐる

奴隸を案内として市中を練歩き、行き交ふ市民に愛憎よく挨拶し、田夫野人の有權者の手を握つて、人氣を博せんとしたものであつた。Candidatusと云ふのは之の白衣から出た言葉である。紀元前百八十一年に至つては買收は法律違反となり、敢て之を侵したるものは十年間、公職につくことを禁せられ、百五十九年に及んでは刑は死刑にまで進められた。しかし實際に課せられた所罰は國外追放のみに限られたいらしい。然るに如何なる酷刑も遂に買收を除去し得ずといふことが明になつたので百三十九年の法律に於ては選舉の淨化は別の方法で検討せられる様になつた。無記名投票の採用の如き即ち之である。之の方法によつて選舉より金の力を追拂はんとしたものである。ところが之の制度も眞個の祕密投票を確保するに足らなかつたと云ふのは、各候補者の廻し者が投票場 (Strepita と稱し投票壺を cista と云ふ) の近くに立並んで有權者の投票を嚴重に監視してゐたからである。そこで百十九年には投票場の入口を挾めて、投票人のみがかここを通る事が出来る様にした。然れども之の工夫も満足な結果を得ず、事態は依然として舊のままであつた。共和時代の末期に至つては法律家の關心は最も表立つた間接買收の諸手段を取締らんとした事にある。紀元前七十年前後の禁止法は接待に費はるる費用の額を制限し、許すべき饗應と許すべからざる饗應を指定したのみならず、家庭以外に於る饗宴に候補者の出席するのを取締つた。更に六十七年と六十三年に公布せられた二規則は一層進んで、候補者及び其の代人による一切の饗應を禁じ、之を犯せるものに多額の罰金を課し、並に公職に就く資格を剝奪した。之の法律はキケロ

の發案にかゝると傳へられ、饗應の解釋を擴張して、各種の演技場の招待を含み、違反に對する刑罰を重くして、十年の流適刑を適用したと云はれてゐる。又、キケロと並び稱せられる例のカトーは、新に當選せるものは公職に就くに先立ち法廷に出頭して、自己の正當に選出せられしことを宣誓すべしと云ふ案を出したと云ふ。今日合衆國の五六州には之と略々同様な規定を採用してゐるところがある。

以上、選舉を淨化せんとするローマ人の長い苦心は之等立法家の勝利に終らずして、却つて有權者の消滅を以て終ることになつてしまつた。即ちケーザルの治世に於ては民會は單に彼の意志を迎合する機關たるに墮し、アウグストスの時代に一時的復活を見たことがあつたけれども、チベリウスの時代に及んでは遂にその權利を元老院に移讓して仕舞つた。帝制期に入るに及んでも依然として、買收が行はれ利權が提供せられたけれども、一般民衆は政治の圏外に追はれて了つたから、市民生活に於る選舉風景はその幕を閉づることになつた。地方都市に於る選舉風景も大體ローマ市と同じである。

## 十六

自治權を與へられてゐる都市の住民は市税を支拂ふことを免除せられてゐた。ローマの都市に於ては實に地方税と云ふ制度は存在しなかつたのである。蓋し税なるものは隸屬の表徴なりと見做されてゐたからである。成程、ローマ市は入貢を強要する權利がある。それはローマ市が世界の主人公であるが爲で

あつて、之に反して自ら建設した都市の市政府に市民が租を納めると云ふことはローマ人の到底了解し得ざるところであつた。然らば都市の歳入は何處から生ずるかと云ふのに先づ第一は屬地(territorium)から生ずる収入である。ローマ人によつて征服せられた都市は以前より其の城壁に接攘して附屬地を有し、ローマは之の保有を許してゐた。またローマ人自ら植民した都市に對しては其の建設に際してローマは之に附屬地を興へた。斯かる附屬保護領は都市に對して毎年一定の金額を納入したのである。また都市によつては、獨專權を以て歳入の泉源としたところもある。主として東部の都市で地方貨幣を發行する特權を保有してゐた都市は銀行、兩換の利を収入とし、或は附近の湖沼河川の漁業權を獨專してゐる都市は之の權利を私人に貸下げた。また若干の都市には公民權を賣出してゐた處もあると云ふ。例へば、タルサスの町に於ては五百ドラクメの手數料をとつて公民權を附與したと傳へられてゐる。誠に滑稽なことであるが、今日でも賭博の上錢や離婚の手數料で暮らしてゐる都市がある相だから一概に嗤ふ譯には行かない。今日の目から見て最も租税に近いのは *Portoria* 即ち入市關稅(*Occtroi*)であつた。恐らく初期に於ては多數の都市は入市關稅、また海港には海關稅を市庫の収入にする事を許可せられてゐたらしい。アテネの如きは其の一例である。紀元百三十七年に於るバルミラ市の課税品目には奴隸、畜類、乾魚、オリブ油、織物其他が載せられてゐる相である。然るに漸次、關稅率の決定及び其の收納はローマ政府に取上げられて了つた。猶租税と見做すべきか、どうかは別であるが多數の都市は私用

浴場、大邸宅、別墅の所有主に對して毎年一定の公課を課してゐた。中には或る種の製造業に對して公課をかけた處もある。ウルソの町の如きは、瓦及び陶器の專賣をしてをつたと傳へられる。都市の歳入中、一主要種目をなすものに罰金收入がある。罰金は第一に市規則、市條例違反に課せられ之には交通規則違反、公共建造物に對する侵害、埋葬法違反などがある。罰金の額も多きは十萬セステルチウスに達するものがあると云ふ。第二は瀆職及び選舉違反に課せられる罰金で *Geneviva Julia* 植民市に於る市執政官は請受人より收賄したと云ふ科で二萬セステルチウスの罰金を徴せられ、同市の一候補者は投票買収の罪で五千セステルチウスの罰金に所せられたと傳へられる。

以上の諸收入は何れも都市の歳入の一部をなしたものであるが、最後に之に増して一層確實にして一層多額な収入は前に述べたる市政官の就任料である。市政官のみならず祭司の職に就く者も就任料を差出したもので、一例を挙げれば、アフリカのカラマの町では新に就任した大祭司 (*Pontifex*) は實に六十萬セステルチウスの巨額を納付したと云ふ事である。之等、公職に就任した者の寄附以外に私人の寄附が相當巨額に上つた。蓋し各都市間に於る競争心が熾烈で各々その美觀に於て他市を凌がんとし、かくて地方の自負心は富裕な市民をして神殿その外公共建造物の建立や、演技祭日の費用に多額の金員を寄附せしめたのである。ローマ帝國が繁榮してゐた時代にあつては、此の種の寄附が都市歳入の重大部分を占めてゐたのである。

扱て次は歳出の方面であるが、現今の都市と全く相違してゐる點は、今日の都市が一番巨額の費出に悩んでゐる吏員の給料と云ふものが支出項目の中に全く存在しないことである。已に毎々述べた如く市政官連中は給料を受取るどころでなく逆に多額の市費を背負込んでゐるのであるから問題にならず、また卑賤な労働は市有の奴隸が之に當り、給料を取るものとしては極めて少數の下級吏員がある許りでゐる。しからば残るものは、公共建造物の建立修繕、消防警察、娛樂施設、衛生設備などであるが、之の項目のうち公共土木事業と娛樂機關に對する支出が都市費の最大の抜道であつた。ポンペイやチムガドの様な一小都市の跡を尋ねてさへ、劇場、フォーラム、テルメ、水道等の規模に驚くが實に此等の公營物に莫大な費用が投せられたのである。之によつて多數の都市の財政状態が如何に窮乏したか、思ひ仲ばに過ぎるものがある。勿論これ等の營造物に對しては私人の寄附が多額に申込まれ、中には其の維持費として遺産を都市に残した例もあるが、之を以てしても、市自らの財囊を苦しめる事非常なものであつたのである。猶道路の舗装、修繕、上下水道の建設維持等も都市の負擔であつた。但し帝制初期に於ては主要な街道の建設維持は國家の負擔であつたと云ふ事である。現今の都市の支出項目にない事でローマ諸都市にあつた項目は城壁の建設修繕費用である。之の費用はローマ帝國の地方によつて相違し、又時代によつて異なるが、ローマの盛時、邊疆の全く安全であつた時代を除いて、城壁の建造修繕は相當の苦痛を都市の財政に與へたのである。又公職あるひは私人の寄進があるに拘らず、演技及祭日の費用

が市庫を痛めたことは云ふ迄もなく、中央政府は之の地方團體の濫費を防止せんとして眞摯な努力を拂つたが結局、實績が擧らなかつた様である。最後に今日から見て甚だ面白いのは所謂市當事者の大名旅行である。ローマの各都市の市執政官その外の公職は凡ゆる機會を捉へて首都ローマに大名旅行をなし、若し夫れローマ市に何等かの祝典があれば最も遠隔な都市からも陸續として繰り込み來つたものであつた。之を現今の米語で *Tripke* (公費旅行) と云ふが、アメリカのジアンケットにしる我邦の大名旅行にしる、遠くローマ人の創案になるのであるから、紐育やわが東京の市會議員諸君は大に意を安んじて可なりであらう。

〔附記〕

凡そ史上でローマ史ほど文獻の汗牛充棟ただならざるはない。然るに都市としてのローマ並に地方都市の市政を獨立して考察したものは寔に少い。殊に市政論の立場に立つた研究としては一のモノグラフィも無い様である。これ淺學寡聞を憚らず本小篇を草してその一斑を紹介した譯であるが、固より遼東の豕たるを免れない。猶、本稿を草するに當つて參讀引用した書は少くなかつたが *Gibbon, Mommsen, Marquart, Ferrero, Bury* 等一般ローマ史家のほかに特に直接、間接多大の示教を受けたのは次の諸書である。F. F. Abbott, — *Roman Political Institutions, Roman Municipal Administration, Society and Politics in Ancient Rome, Roman Politics.* W. T. Arnold, — *The Roman System of Provincial Administration.* Julius Beloch, — *Historische Beiträge zur Bevölkerungslehre.* G.

- W. Botsford, — Roman Assemblies. Cunningham, — Western Civilization in its economic Aspects. W. S. Davis, — Influences of Wealth in Imperial Rome. S. Dill, — Roman Society from Nero to Marcus Aurelius. W. W. Fowler, — Social Life at Rome in the Age of Cicero. T. Frank, — Roman Imperialism. L. Friedländer, — Roman Life and Manners under the Early Empire. A. H. J. Greenidge, — Roman Public Life. Léon Homo, — Roman Political Institution, Problèmes sociaux de jadis et d'à présent. R. Langiari, — Ancient Rome in the Light of Recent Discoveries, Ruins and Excavations of Ancient Rome, Ancient and Modern Rome. W. Liebenann, — Die Stadtverwaltung im römischen Reiche. T. Mommsen, — Römisches Staatsrecht. R. Pöhlmann, — Die Ubevölkerung der Antiken Grosstädte. T. S. Reid, — The Municipalities of the Roman Empire. W. B. Munro, — Municipal Government and Administration. T. Adams, — Outline of Town and City Planning. 猶本源の資料として Cicero, Letters E. S. Shuckburgh Tr., Juvenal, Satires G. G. Ramsay Tr., Livy, History of Rome B. O. Foster. Tr., Pliny, Natural History T. Bostock H. T. Riley Tr., Suetonius, Lives of Caesars T. C. Rolfe Tr., Tacitus, Annals A. J. Church W. J. Brodribb Tr., 並びに Frontinus の De Aquis urbis Romae 及び C. Herschel の 註 Two Books of Water-Supply of Rome 並びに Vitruvius の De Architectura Decem 及び M. H. Morgan の 註 Ten Books of Architecture 並びに本文中に「引用」資料を掲げられたものが本稿の性質上、その煩を懼れて茲に一括附記した。